

那珂川町事後審査型条件付き一般競争入札実施要領

(趣 旨)

第1条 この訓令は、那珂川町が発注する建設工事において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定に基づく一般競争入札の執行に関し、入札参加のための申請手続を簡略化し、入札後に最低価格者（以下「落札候補者」という。）から順に入札参加資格要件の審査を行い、適格である場合に落札を決定する事後審査型条件付き一般競争入札を実施するため、その事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 事後審査型条件付き一般競争入札を執行する建設工事（以下「対象工事」という。）は、原則として予定価格が1,000万円以上の建設工事とし、那珂川町建設工事請負人等選考委員会規程（平成17年那珂川町訓令第46号）で規定する那珂川町建設工事請負人等選考委員会（以下「委員会」という。）に諮り、決定したものとする。

(入札の公告)

第3条 前条に定める対象工事の公告は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 町役場前掲示場での掲示
- (2) 那珂川町公式ホームページへの掲載

2 公告に付する事項は、那珂川町契約規則（令和6年那珂川町規則第6号）第5条第2項に規定するもののほか、次のとおりとする。

- (1) 工事名
- (2) 工事箇所
- (3) 工事概要
- (4) 入札参加形態
- (5) 入札参加資格要件
- (6) 入札参加申請書の提出期限及び提出場所
- (7) 入札参加資格要件確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出方法及び提出

場所

- (8) 落札者の決定方法
- (9) 入札執行日時
- (10) 契約書作成の有無
- (11) 支払い条件
- (12) その他入札に関し必要な事項

(入札参加資格要件)

第4条 事後審査型条件付き一般競争入札に参加できる者は、那珂川町建設工事請負業者選定要綱（平成17年那珂川町告示第49号）に規定する那珂川町建設工事入札参加資格申請書を提出した者のうち、次に掲げる要件を満たしていることとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 那珂川町建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を現に受けていない者であること。
- (3) その他対象工事ごとに定める事項を満たす者であること。

(参加資格の決定)

第5条 前条第3号に定める入札参加資格は、対象工事ごとに、委員会が決定する。

(入札参加手続等)

第6条 入札に参加しようとする者は、事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書（別記様式第1号。以下「参加申請書」という。）を公告した期日までに提出するものとする。

- 2 参加申請書を提出した者は、原則として、当該入札に参加できるものとする。
- 3 入札参加資格の確認は、開札後に落札者とするための確認の必要がある者について行う。

(入札方法)

第7条 入札方法は、郵便による入札とする。

(入札結果調書の作成)

第8条 入札執行者は、参加申請書をもとに入札結果調書を作成するものとする。

- 2 入札結果調書には、対象工事に係る参加申請書を提出したすべての者を記載するものとする。

(開 札)

第9条 開札は、入札公告に示す日時、場所において行うものとする。

- 2 入札執行者は、落札候補者の決定とともに、当該落札候補者から順に入札参加資格の審査を行い、後日落札決定する旨を宣言し、開札を終了する。

(入札参加資格要件審査書類の提出)

第10条 入札執行者は、開札後に落札者とするための入札参加資格の確認を行うため、速やかに落札候補者に連絡し、入札公告に示す入札参加資格要件確認申請書(別記様式第2号)及び入札参加資格確認資料(以下「確認申請書等」という。)の提出を求めるものとする。

- 2 確認申請書等は、前項の提出を指示した日から起算して2日(那珂川町の休日を定める条例(平成17年那珂川町条例第2号。以下「休日条例」という。)に規定する休日を除く。以下同じ。)以内に持参により提出しなければならない。
- 3 落札候補者が前項の規定による提出期限内に確認申請書等を提出しないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。

(入札参加資格要件の審査及び決定)

第11条 入札執行者は、入札公告に示す入札参加資格要件に基づき、落札候補者が当該要件を満たしていることの審査を行い、審査の結果、落札候補者が当該要件を満たしている場合は、落札決定とし、満たしていない場合は、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。

- 2 審査の結果、落札者が決定したときは、他の入札参加者の資格審査は行わない。
- 3 入札参加資格要件の審査は、第10条第2項に規定する確認申請書等の提出期限日から起算して2日(休日条例に規定する休日を除く。)以内に行わなければならない。

ない。

- 4 入札参加資格要件の審査結果は、事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件審査結果調書（別記様式第3号）により取りまとめるものとする。

（落札者等への通知）

- 第12条 入札執行者は、落札候補者を落札者として決定したときは、当該落札者に対し通知するものとする。

- 2 入札執行者は、落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないことを確認した場合は、当該候補者に対して、事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件不適合通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

- 3 落札候補者は、入札参加資格を有すると認められなかった場合は、前項の通知を受けた日から起算して2日（休日条例に規定する休日を除く。）以内に、その理由について書面で問い合わせることができる。

（補 則）

- 第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から適用する。